

令和 8 年 2 月 3 日

国土交通省関東地方整備局

常陸河川国道事務所

## 震災時等の道路応急対策に協力していただける企業を募集します

### ～震災時等における道路災害応急対策業務に関する協定～

国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所では、震災等の自然災害発生時やそのおそれがある場合に、所管する道路施設の応急対策を実施していただける協力企業を募集します。

1. 協定名：震災時等における道路災害応急対策業務に関する協定
2. 公募期間：令和 8 年 2 月 3 日 から 令和 8 年 2 月 20 日まで
3. 公募区間：常陸河川国道事務所管内 国道 6 号、50 号、51 号（別添資料参照）
4. 協定期間：令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 11 年 3 月 31 日まで
5. 応募方法：常陸河川国道事務所ホームページに掲載しますのでご覧ください。

本協定の締結者は、関東地方整備局が実施する総合評価落札方式の競争入札において、企業の技術力における「地域貢献度（災害協定の有無）」項目の加点要素となります。

<発表記者クラブ>

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、茨城県政記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 常陸河川国道事務所

電話：029-240-4061（代表） E-mail：ktr-hitachikouhou@mlit.go.jp

副所長（道路） 川村（かわむら） （内線：205）

防災課 課長 堀米（ほりこめ） （内線：281）

防災課 専門調査官 菊池（きくち） （内線：544）

# 協定および公募の概要

## 1. 協定名

震災時等における道路災害応急対策業務に関する協定

## 2. 協定の目的

本協定は、地震・大雨・大雪等の自然災害及び道路に影響を及ぼす人的災害の発生、または発生のおそれがある場合に、常陸河川国道事務所が管理する道路または工事中の道路施設等の応急対策を実施するために必要な事項を定め、被害状況の早期把握、被害の拡大防止及び被災施設の早期復旧に資することを目的とするものです。

## 3. 協定区間

常陸河川国道事務所管内 国道 6 号、 50 号、 51 号（別添資料参照）

※希望区間を申請していただきますが、必ずしも希望区間とならない場合や 1 つの区間に對し複数者担当していただく場合もあります。

## 4. 協定期間

令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 11 年 3 月 31 日まで

## 5. 応募資格

- ①関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和 7・8 年度一般競争（指名競争）入札参加資格のうち一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事のいずれかに認定されているものであること。
- ②茨城県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- ③平成 22 年 4 月 1 日以降に、関東地方整備局または関東地方整備局管内で道路における一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事のいずれかの施工実績を有すること。

○詳細は、以下、常陸河川国道事務所ホームページ「最新のお知らせ」をご覧下さい。

<https://www.ktr.mlit.go.jp/hitachi/>

## ◎協定実施区間

## 別添資料

令和8年1月現在

## 常陸河川国道管内管理延長

路線	区間	管理延長
6号	自 千葉県我孫子市青山字中新畠1644	146.3 km
	至 茨城県北茨城市平潟町字経塚646-1	
50号	自 茨城県結城市小田林字下宿1641-1	77.8 km
	至 茨城県水戸市三の丸1-12	
51号	自 茨城県稻敷市西代字東田1609	73.1 km
	至 茨城県水戸市三の丸1-12	
計		297.2 km

